基軸　「大阪都」構想　偽りの実態 ①

大阪学院大学准教授　梶哲教

「都」にならない「都構想」

大阪市を廃止し府が権限・財源を掌握

大阪市の解体・廃止の是非を問う住民投票が5月17日に実施される予定だ。いわゆる「大阪都」構想は、4月の統一地方選でも大きな争点となる。橋下徹市長が掲げる同構想の虚構と実態について、自治体問題に詳しい梶哲教氏（大阪学院大学准教授）に解説してもらった。

「大阪都」構想は、これから府議会・大阪市会の承認を経て、5月に大阪市民の住民投票に付される見通しだ。この「大阪都」構想に対しては、様ざまな角度から問題点が指摘されているが、橋下大阪市長と大阪維新の会は、これを強引に進めている。もし住民投票で「賛成」票が上回ると、もう元に戻すことはできない。そうなる前に、「大阪都」構想の内容と問題点をいま一度確認しておきたい。

◇◆◇

大阪都構想とは、政令指定都市である大阪市を廃止し、それに代えて大阪市域に五つの特別区を設置するという自治体再編策である。

大阪市には24の行政区があるが、これらを五つにまとめる単なる合区ではなく、特別区はそれぞれが法人格をもつ基礎自治体で、公選制の区長と区議会が置かれる。その点、特別区は機能的にほぼ「市」に相当するが、特別区の置かれた全域についての行政の一体性・統一性を確保するため、通常なら「市」の担う一部の事務（消防など）が広域自治体である「都」に配分され、特別区はその分だけ「市」よりも権限が縮減される点が異なる。

また、「都」には特別区相互間で生じる財政力格差を調整するための財源と権限が付与されるため、特別区の運営は通常の「市」よりも強く「都」に従属することになる。そのため、「大阪都」構想とは、実質的には、大阪市のもつ主要な権限・財源を「大阪都」に統合する意味をもつ。

◇◆◇

東京市と東京府を合体させて東京都が生まれたのは、戦時下の1943年だった。それ以降、「都」は東京だけだったが、2012年に大都市地域特別区設置法が制定され、東京以外でも「都」制を導入する道筋がついた。

「大阪都」構想も、同法の定める手順によっている。

もっとも、この法律では「大阪府」の名称は変わらず、「大阪都」に改称するためには別の新たな法律の制定が必要になる。

（つづく）
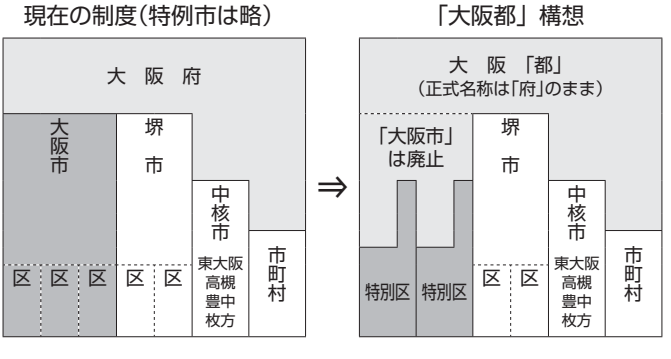
かじ・てつのり　京都大学大学院博士後期課程単位取得退学後、大阪学院大学経済学部講師を経て、同法学部准教授。共著に『行政法基礎論』（嵯峨野書院）など。